

秋田公立美術大学大学院在学期間延長者に関する規程

令和3年11月4日

規程第19号

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田公立美術大学大学院博士課程（以下「博士課程」という。）において、当該博士課程修了要件のうち学位論文の審査および最終試験を除き所定の教育課程を終えた後、引き続き博士学位取得のため在学する者の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 博士課程在学期間延長を希望する者は、在学期間延長申請書（別紙様式）を研究科長を経て学長に申請しなければならない。

(在学期間延長の許可)

第3条 前条の申請があったときは、研究科教授会の議を経て、学長が許可するものとする。

2 研究科教授会は、研究継続の必要性等在学を延長する十分な理由があると認め、かつ教育および研究に支障のない場合、秋田公立美術大学大学院学則（平成29年公立大学法人秋田公立美術大学規程第5号。以下「大学院学則」という。）第9条に定める在学年限を超えない範囲で、引き続き1年間の在学を承認できるものとする。

(在学期間の再延長)

第4条 在学期間延長者は、延長期間終了後も引き続き在学を希望するときは、新たに在学期間延長申請書（別紙様式）を提出し、研究科教授会の議を経て学長の許可を得なければならない。

2 大学院学則第4条第2項に定める定員その他の理由により再延長が認められない場合は、大学院学則第42条に定める研究生として受け入れることができる。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、在学期間延長に関し必要な事項

は、学長が別に定める。

附 則（令和 3 年11月 4 日規定第19号）

この規程は、令和 3 年11月 4 日から施行する。